

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年1月15日

水曜日

号外

目次

人事委員会規則

○富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	1
○富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則	8
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	21
○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	22
○県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則の一部を改正する規則	
○公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	23
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	24
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	26

人事委員会告示

○選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正	27
○選考の委任についての一部改正	28

規 則

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第1号

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関す

る条例（昭和26年富山県条例第73号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間）

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分を超えず、かつ、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分までの範囲内において、任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が定める。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定により監視又は断続的労働に係る許可を受けた会計年度任用職員については、任命権者は、勤務時間を別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 任命権者は、前条第1項の規定により勤務時間を定める場合において、1週間につき週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）が1日以上となるよう第1号会計年度任用職員の勤務時間を割り振るものとする。

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務させる必要のある第1号会計年度任用職員については、4週間ごとの期間につき週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）が4日以上となるよう当該第1号会計年度任用職員の勤務時間を割り振ることができる。

3 第2号会計年度任用職員に係る週休日及び勤務時間の割振りは、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）の例による。

（勤務時間の割振り変更等）

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により第1号会計年度任用職員に前条第1項及び第2項で割り振った勤務時間以外の時間に特に勤務することを命ずる必

要がある場合には、1日7時間45分、かつ、週38時間45分の範囲内において当該第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りを変更することができる。ただし、この場合も前条第1項及び第2項に定める週休日の基準を満たすものとする。

- 2 前項による勤務時間の割振り変更は、特に勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間後の日までの期間内にある前条第1項及び第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間と割振り変更を行うものとする。
- 3 第2号会計年度任用職員に係る週休日の振替又は勤務時間の割振り変更は、常勤の職員の例による。

(休憩時間)

第5条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 任命権者は、次の各号に掲げる場合において、前項の休憩時間を一斉に与えないことができる。

- (1) 交替制勤務のため必要である場合
- (2) 同一事業所において作業場を異にし、公務の運営上必要である場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、休憩時間の自由利用が妨げられず、かつ、職員の負担が過重にならないと認められる場合

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 任命権者は、第2条から前条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号。以下「勤務時間規則」という。）第5条で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。
- 3 任命権者は、会計年度任用職員に前項の規定に基づき命ぜられて行う勤務（以

下「時間外勤務」という。)を命ずる場合には、会計年度任用職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

4 任命権者は、第1号会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該会計年度任用職員の正規の勤務時間が常勤の職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

5 任命権者が会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合の時間及び月数の上限は、常勤の職員の例による。

(休日及び休日の代休日)

第7条 第2号会計年度任用職員に係る休日及び休日の代休日は、常勤の職員の例による。

(年次休暇)

第8条 任命権者は、人事委員会の定める要件を満たす会計年度任用職員に対して人事委員会の定める日数の年次休暇を与えなければならない。

2 前項の年次休暇については、その時期につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(年次休暇以外の休暇)

第9条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員(第8号に掲げる場合にあっては、人事委員会の定める者に限る。)に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度

任用職員がその復旧作業等を行うとき。

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(6) 会計年度任用職員の親族（人事委員会の定める親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事委員会の定める期間

(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日の範囲内の期間

(8) 会計年度任用職員の健康保持のため必要な場合 7月1日から9月30日までの期間内における人事委員会の定める日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第4号から第7号まで及び第10号に掲げる場合にあっては、人事委員会の定める者に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

(3) 生後1年に達しない子（勤務時間条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第5号ア及びウを除き、以下同じ。）の育児をする

会計年度任用職員が、その子の育児のために必要と認められる授乳等を行う場合（男性の会計年度任用職員にあつては、人事委員会が定める場合を除く。）

1日2回それぞれ30分以内の期間

- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会の定める期間の範囲内の期間
- (5) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会の定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会の定める期間の範囲内の期間
- ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母
- イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会の定めるもの
- (6) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、任命権者が、人事委員会の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指

- 定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間
- (7) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (8) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (9) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (10) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号及び第12号に掲げる場合を除く。） 一の年度において人事委員会の定める期間
- (11) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (12) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (13) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から妊娠満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別な指示があった場合に

は、いずれの期間についてもその指示された回数) について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間

(14) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終りにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおおの必要と認める期間

3 前2項の休暇(前項第1号及び第2号の休暇を除く。)については、人事委員会の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(特例)

第10条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第17条第1項第1号に定める者の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、外国青年招致事業の実施の基準に従い、任命権者が定めるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第2号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年富山県条例第31号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(初任給調整手当を支給する者)

第2条 条例第2条第1項の人事委員会規則で定める者は、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した医師とする。

(職種の区分における職)

第3条 条例第3条第2項の人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。

- (1) 行政職 一般的な事務又は次号から第4号までに掲げる職以外の職
- (2) 教育職 講師、実習助手、寄宿舎指導員又はその他教育に関する業務に従事する職
- (3) 医療職 医師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、看護師又は助産師
- (4) 高度専門職 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行することが必要とされる職として任命権者が定める職

(地域手当に相当する報酬)

第4条 第1号会計年度任用職員(条例第7条に規定する者を除く。以下第16条までにおいて同じ。)の条例第4条第1項の地域手当に相当する報酬の額は、報酬の基本額に富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。)第10条の2第2項各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 医師である第1号会計年度任用職員に係る条例第4条第1項の地域手当に相当する報酬の額は、前項の規定にかかわらず、報酬の基本額に給与条例第10条の3に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第5条 第1号会計年度任用職員が、富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(昭和48年富山県条例第1号。以下「特殊勤務手当等条例」という。)に規定する特殊勤務手当(以下「特殊勤務手当」という。)が支給される勤務に

従事するときは、特殊勤務手当の例により、特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の場合において、その例によることとされる特殊勤務手当が月を支給の単位としているもの（以下「月額手当」という。）であって給料月額に定率の支給割合を乗じることにより手当の額が定められているものについては、特殊勤務手当等条例及び特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号。以下「特殊勤務手当等規則」という。）の規定中「給料月額」とあるのは、「報酬の基本額」とする。

3 第1項の場合において、その例によることとされる月額手当（前項に規定するものを除く。）については、第1項の規定により算定して得た額（以下この項において「基礎額」という。）を基礎とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員（以下「月額第1号職員」という。） 基礎額に当該月額第1号職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額

(2) 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員（以下「日額第1号職員」という。） 勤務1日につき、基礎額を21で除して得た額に、当該日額第1号職員について定められた1日当たりの勤務時間数を7.75で除して得た数を乗じて得た額

(3) 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員（以下「時間額第1号職員」という。） 勤務1時間につき基礎額を162.75で除して得た額

4 第1項の場合において、その例によることとされる社会福祉業務手当については、特殊勤務手当等規則第3条第1項の表中「10,500円、6,400円に達しないときは6,400円」とあるのは、「10,500円」とする。

5 第1項の場合において、その例によることとされる夜間看護手当については、特殊勤務手当等規則第7条第2項各号列記以外の部分中「該当し、同条の規定による手当の支給を受ける」とあるのは、「該当する」とする。

（時間外勤務手当に相当する報酬）

第6条 正規の勤務時間（富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規

- 則（令和2年富山県人事委員会規則第1号）第6条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。
- 2 前項の報酬の額は、勤務1時間につき、次条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100から100分の150までの範囲内で任命権者が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。
- 4 時間外勤務手当に相当する報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、勤務した月の初日から末日までの全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した全時間数）によって計算するものとし、この割合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（時間外勤務手当に相当する報酬に係る勤務1時間当たりの報酬の額の算出）

第7条 前条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月額第1号職員 報酬の基本額並びに地域手当及び特殊勤務手当（月額手当に限る。以下この項及び第11条において同じ。）に相当する報酬の額の合計額（以下「月額の基本額」という。）に12を乗じ、その額を当該月額第1号職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから次項で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額第1号職員 報酬の基本額並びにその報酬の基本額に対する地域手当及び特殊勤務手当に相当する報酬の額の合計額（以下「日額の基本額」という。）

を当該日額第1号職員について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た額

(3) 時間額第1号職員 報酬の基本額並びにその報酬の基本額に対する地域手当及び特殊勤務手当に相当する報酬の額の合計額（以下「時間額の基本額」という。）

2 前項第1号の定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）の日数並びに年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。以下同じ。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに、7時間45分に当該月額第1号職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間を乗じたものとする。

（夜間勤務手当に相当する報酬）

第8条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、給与条例第18条に規定する夜間勤務手当の例により、夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。この場合において、同条の規定中「第19条第2項」とあるのは、「富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号）第7条第1項」とする。

2 第6条第4項の規定は、夜間勤務手当に相当する報酬の算定において、準用する。

（宿日直手当に相当する報酬）

第9条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、給与条例第20条に規定する宿日直手当の例により、宿日直手当に相当する報酬を支給する。この場合において、同条第3項の規定中「第16条から第18条まで及び次条」とあるのは、「富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第6条及び第8条」とする。

（報酬等の減額）

第10条 会計年度任用職員が勤務しないときは、富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条に規定する年次休暇及び同規則第9条第1項に規定する有給の休暇の場合を除き、その勤務しない1時間につき、第1号会計年度任用職員にあつては第3項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を、第2号会計年度任用職員にあつては第4項に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して報酬等を支給する。

2 前項に規定する減額すべき額は、勤務1時間当たりの報酬又は給与の額にその1月に勤務しなかった全時間数（その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てた数）を乗じて得た額とする。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の報酬又は給与の全額とする。

3 第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、第7条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

4 第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、一般職の常勤の職員の例による。

（端数計算）

第11条 条例第4条に規定する報酬の基本額及び第4条又は第5条に規定するその報酬の基本額に対する地域手当又は特殊勤務手当に相当する報酬の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、月額第1号職員にあつてはこれを切り捨てた額、日額第1号職員又は時間額第1号職員にあつてはこれが50銭未満であるときはこれを切り捨て、これが50銭以上1円未満であるときはこれを1円に切り上げた額とする。

2 第6条又は第8条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は夜間勤務手当に相当する報酬の額及び前条第3項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、月額第1号職員にあつてはこれを切り上げた額、日額第1号職員又は時間額第1号職員にあつてはこれが50銭未満であるときはこれを切り捨て、これが50銭以上1円未満であるときはこれを1円に切り上げた額とする。

(期末手当を支給しない者)

第12条 条例第5条及び条例第8条第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 6月未満の任期を定めて採用された者(次項の規定により任期が6月以上の者とみなされるものを除く。)

(2) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者

(3) 基準日(常勤の職員(条例第5条においてその例によることとされる一般職の常勤の職員をいう。以下この条から第14条までにおいて同じ。))の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第14条までにおいて同じ。)前1月以内において次に掲げる職員を退職した者

ア 給与条例の適用を受ける職員

イ 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する職員を除く。)

(4) 基準日前1月以内において、条例の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職を退職し、引き続いて給与条例の適用を受ける職員となった者

(5) 基準日前1月以内に退職し、その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける会計年度任用職員(当該基準日に係る期末手当の支給を受ける者で退職前の在職期間が通算されるものに限る。)となった者

(6) 前各号までに掲げる者のほか、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定める者

2 6月未満の任期を定めて採用された者(前項第2号に掲げる者を除く。)のうち、当該任期の期間と同一年度内在職期間(当該任期と同一の会計年度内において当該任期の職と同一の任命権者の会計年度任用職員として在職した期間(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満とされた任期の期間を除く。))をいう。)の合計が6月以上となるものは、任期が6月以上の者とみなす。

3 会計年度任用職員の期末手当の支給については、常勤の職員に適用される期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第271号)第3条第2号及び第3号の規定は、適用しない。

(期末手当に係る在職期間)

第13条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間は、常勤の職員に適用される期末手当及び勤勉手当に関する規則第9条第1項及び第10条の規定にかかわらず、基準日以前6月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間(基準日現在の職と異なる任命権者の会計年度任用職員として在職した期間及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満とされた任期の期間を除く。)とする。

(期末手当基礎額)

第14条 会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定に当たっては、常勤の職員に適用される給与条例第22条第5項の規定は適用しないこととし、同条第4項の規定中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、月額第1号職員にあつては「報酬の基本額及び地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額第1号職員にあつては「報酬の基本額及び報酬の基本額に対する地域手当に相当する報酬の額の合計額に基準日が属する月の勤務日数を乗じて得た額」と、時間額第1号職員にあつては「報酬の基本額及び報酬の基本額に対する地域手当に相当する報酬の額の合計額に基準日が属する月の勤務時間数を乗じて得た額」とする。

2 前項の規定にかかわらず、季節的な要因等により月ごとの勤務日数が大きく異なる第1号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、任命権者が別に定める。

(特別の事情がある者の期末手当)

第15条 前3条の規定にかかわらず、同一の期間において2以上の業務に従事している者その他特別の事情があると認められる者に係る期末手当の支給については、任命権者が別に定める。

(第1号会計年度任用職員の通勤等に係る費用弁償)

第16条 条例第6条第2項の第1号会計年度任用職員の費用弁償の額は、次に掲げる区分ごとに任命権者が別に定める。

- (1) 勤務のため、その者の住居と勤務公署の間を往復するとき。
- (2) 職務のため旅行したとき。

(第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の特例)

第17条 条例第7条に規定する人事委員会規則で定める第1号会計年度任用職員は、

次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国際交流員等（県が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する国際交流員、外国語指導助手その他これらに準ずる者として人事委員会の定める者をいう。以下同じ。）
 - (2) 教科担当講師等（特定の教科について授業を担当する講師その他これに準ずる者として人事委員会の定める者をいう。以下同じ。）
 - (3) スクールカウンセラー（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の2（同規則第79条、第79条の8第1項、第104条第1項及び第135条第1項において準用する場合を含む。）に規定するスクールカウンセラーをいう。以下同じ。）
 - (4) スクールソーシャルワーカー（学校教育法施行規則第65条の3（同規則第79条、第79条の8第1項、第104条第1項及び第135条第1項において準用する場合を含む。）に規定するスクールソーシャルワーカーをいう。以下同じ。）
 - (5) 部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2（同規則第79条の8第2項、第104条第1項並びに第135条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。）
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定める者
- 2 前項第1号から第5号までに規定する第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、次の表を適用する。

職の区分	国際交流員等	教科担当講師等	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー	部活動指導員
号給	月額	時間額	時間額	時間額	時間額
	円	円	円	円	円
1	280,000	2,810	3,500	1,500	1,600
2	300,000	3,250	5,500	2,000	
3	325,000			3,000	
4	330,000				

- 3 第1項第1号から第5号までに規定する第1号会計年度任用職員の号給は、その者が同種の職務に在職した年数、資格等に応じて、任命権者が決定する。

- 4 第1項第1号に規定する第1号会計年度任用職員には、第2項の報酬の基本額を支給することとし、それ以外の報酬及び期末手当は支給しない。
- 5 第1項第2号から第5号までに規定する第1号会計年度任用職員には、第2項の報酬の基本額に基づく報酬のほか、地域手当及び時間外勤務手当に相当する報酬並びに期末手当を支給する。
- 6 前2項の報酬又は期末手当の額の算定については、第4条、第6条、第7条及び第10条から第15条までの規定の例による。
- 7 第1項第6号に規定する第1号会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定める。
- 8 第1項各号に規定する第1号会計年度任用職員の費用弁償については、任命権者が別に定める。

(報酬等基準額表)

第18条 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める基準は、条例第3条第1項各号に掲げる職種の区分に応じ、次の各号に定める報酬等基準額表とする。

- (1) 行政職 行政職報酬等基準額表(別表第1)
 - (2) 教育職 教育職報酬等基準額表(別表第2)
 - (3) 医療職 医療職報酬等基準額表(別表第3)
 - (4) 高度専門職 高度専門職報酬等基準額表(別表第4)
- 2 会計年度任用職員の号給は、初号給を基礎としてその者が同種の職務に在職した年数等に応じて、任命権者が決定する。ただし、任命権者は、その職務の複雑、困難又は責任の度に応じて、号給の決定に係る基礎の号給を初号給以上の号給とし、又は号給の決定を特定の号給までの号給とすることができる。

(支給日)

第19条 条例第9条の報酬及び給料の支給日は、報酬にあつては勤務した月の翌月15日、給料にあつては毎月25日とし、それらの日が別表第5の特定の日に該当する場合欄に掲げる場合にあつては、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、特に必要があるときは、任命権者は人事委員会と協議してこれらを変更することができる。

(休職者の給与)

第20条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 会計年度任用職員（条例の施行の日から令和3年3月31日までの1年（以下「任用期間」という。）を任期とする者に限る。）であって、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号。以下この項において「委員報酬等条例」という。）の適用を受けて当該会計年度任用職員の職と同等の職に在職した期間（以下この項において「特定期間」という。）があるものが任用期間に受けることとなる報酬（時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を除く。）及び期末手当の合計額が、その者が特定期間において受けた報酬（通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を除く。）の合計額に達しないこととなる場合は、令和元年12月2日から令和2年3月31日までの間において、特定期間はその者の令和2年6月期の期末手当に係る在職期間に算入するものとする。

別表第1（第18条関係）

行政職報酬等基準額表

職の区分	単純な、又は定型的な業務に従事する職	専門的な知識経験又は資格を要する業務に従事する職	専門的な知識経験又は資格を要する困難な業務に従事する職
号給	月額	月額	月額
	円	円	円
1	146,100	182,200	223,800
2	150,600	188,700	226,800
3	154,900	195,500	230,100

4	160,100	201,200	233,400
5	165,900	206,300	236,000
6	171,700	211,300	238,400
7	182,200	216,300	240,800
8	188,700	220,600	243,500
9		223,800	246,100
10		226,800	247,600

別表第2（第18条関係）

教育職報酬等基準額表

職の区分	講師その他教育に関する業務に従事する職	実習助手	寄宿舎指導員
号給	月額	月額	月額
	円	円	円
1	215,700	215,700	215,700
2	223,200	223,200	223,200
3	230,700	230,700	230,700
4	240,600	240,600	
5	251,300	251,300	
6	261,000	261,000	
7	270,400	270,400	
8	278,800	278,800	
9	286,900	286,900	
10	295,700		
11	304,900		
12	314,100		
13	322,300		
14	330,400		
15	339,000		
16	347,100		
17	354,800		
18	362,000		

19	368,800		
----	---------	--	--

別表第3（第18条関係）

医療職報酬等基準額表

職の区分	医師	薬剤師	獣医師	管理栄養士	栄養士	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士	看護師又は助産師
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	249,800	230,300	287,800	206,900	177,400	196,500	203,700
2	259,500	233,500	289,300	211,900	184,700	201,700	210,300
3	274,500	236,300	290,300	216,700	190,800	206,900	215,200
4	290,300						220,300
5	305,800						
6	320,100						

別表第4（第18条関係）

高度専門職報酬等基準額表

号給	月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第5（第19条関係）

支給日

特定の日に該当する場合	報酬の支給日	給料の支給日
1 当該月の15日（給料にあつては、25日）が土曜日に当たる場合	14日	24日
2 当該月の15日（給料にあつては、25日）が日曜日に当たる場合	13日	23日
3 当該月の15日（給料にあつては、25日）が祝日法による休日に当たる場合（第1項に該当する場合を除く。）	14日（当該月の14日が日曜日に当たる場合は、16日）	24日（当該月の24日が日曜日に当たる場合は、26日）

（人委・職員課）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第3号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第22条の3」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「次に掲げる場合には」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは」に改める。

第14条第2号を削り、同条第3号中「同項」の次に「又は法第28条の5第1項」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは、「1月間」とする。

第15条に次の1項を加える。

- 3 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第31条第2項第4号中「各号の一」を「に規定する場合」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・任用課)

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第4号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第5号

県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則（昭和42年富山県人事委員会規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。

第3条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第6号

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則（平成14年富山県人事委員会規則第183号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第7号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則（昭和63年富山県人事委員会規則第356号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第1項」を「第22条」に、「あつて」を「あって」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第8号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 260号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

適用区分表

勤務箇所	職員	調整数	
高等学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に定める特別支援学級を担任し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員（以下「特別支援学級担任職員」という。）	1	
	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第 140 条の規定に基づき、通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導の場で行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員（以下「通級指導担当職員」という。）		
特別支援学校	教育に直接従事することを本務とする職員（実習助手を含む。ただし、次項に掲げる職員に該当する者を除く。）	1	
	幼稚部、小学部又は中学部を担任し、教育に直接従事することを本務とする再任用職員（条例第4条第9項に規定する再任用職員のうち、常時勤務を要する職を占める職員をいう。以下同じ。）	3	
小学校及び中学校	特別支援学級担任職員	1（再任用職員にあつては、3）	
	通級指導担当職員		1
	学級を担任し、教育に直接従事することを本務とする再任用職員（特別支援学級担任職員を除く。）		2

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3号ア中「企業職員（）」を削り、「昭和41年富山県条例第61号」の次に「。以下「企業職員給与条例」という。」を加え、「をいう。以下同じ」を「（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く）」に改める。

第9条第2項第1号を次のように改める。

(1) 第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

第10条第1項各号列記以外の部分中「第2号から第4号」を「第1号及び第3号から第5号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に第3号として次の1号を加える。

(3) 企業職員給与条例の適用を受ける職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）

第10条第1項第2号を削り、同項第1号中「富山県職員」の次に「（人事委員会の定めるものに限る。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員

第18条第2号中「第6号まで、第10号又は第11号」を「第5号まで、第9号又は第10号」に改める。

第22条第2項第2号中「第6号」を「第5号」に改め、「（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県人事委員会告示第1号

選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正について

選考により採用又は昇任させる職の範囲について（昭和33年富山県人事委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改め、「第6条第1項」の次に「又は第18条第1項」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「任期付職員法」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）」に改め、「第4条」の次に「又は第5条」を加え、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

富山県人事委員会告示第2号

選考の委任についての一部改正について

選考の委任について（昭和33年富山県人事委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月15日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

第1号中オを削り、カをオとし、同号キ中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改め、「第6条第1項」の次に「又は第18条第1項」を加え、同号キを同号カとし、同号ク中「任期付職員法」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）」に改め、「第4条」の次に「又は第5条」を加え、同号クを同号キとし、同号に次のように加える。

ク 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすものへの採用

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。